

別紙 6

優良繁殖雌牛更新加速化事業

第 1 事業の内容

本事業は、肉用牛の生産基盤の強化のため、畜産クラスター計画に基づき、第 3 の取組主体の構成員が高齢の繁殖雌牛から優良な若い繁殖雌牛に更新するための次の取組に必要な経費を支援し、補助対象経費及び補助率は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(1) 繁殖雌牛更新

ア 取組主体が行う、その構成員による繁殖雌牛の更新のための計画（以下「更新計画」という。）の策定

イ 取組主体が行う、その構成員が繁殖雌牛を更新した場合における更新実績に応じた奨励金の交付

(2) 事業推進

事業実施主体及び取組主体が行う事業を円滑に推進するための取組

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、要綱第 4 の 4 に規定する公募選定団体とする。

第 3 取組主体

本事業における取組主体は、畜産クラスター協議会又はその他の団体（畜産クラスター協議会の構成員又は畜産クラスター協議会の構成員から成る団体であって、(1) のアからオまでのいずれかに該当し、(2) から (5) までの基準を満たすものに限る。）とする。

(1) その他の団体の対象者

ア 事業協同組合

イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

ウ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

エ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）

オ 3 戸以上の農業を営む個人又は 2 以上のアからエまでに規定する団体が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすもの

（ア）組織及び運用についての規程を定めていること。

（イ）事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

- (2) 畜産クラスター計画の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。
- (3) 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り、又は図る見込みであること。
- (4) 将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産を営む構成員に対し、技術指導等を継続して行っていること。
- (5) 畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置付けられていること。

第4 事業の要件等

1 事業の要件

- (1) 第1の(1)のアの更新計画は、次の内容を含むものとする。
 - ア 取組主体の構成員が繁殖雌牛を更新する取組をとりまとめたものであること
 - イ 飼養管理の改善や、繁殖性向上等に取り組むものであること
- (2) 第1の(1)のイの奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間で締結している者であること。
 - イ 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むものの場合は、以下の(ア)又は(イ)に該当するものを除く。
 - (ア) 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時雇用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - (イ) その総株主又は総出資者の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上が(ア)に掲げるもの(第3の(1)のエに該当するものを除く。)の所有に属しているもの。
- (3) 第1の(1)の奨励金の交付対象となる繁殖雌牛(以下「対象牛」という。)は、期首(事業実施前年度の1月1日)から期末(事業実施年度の12月31日)の間に導入したものであって、次に掲げるアからオまでに掲げる要件を全て満たし、かつ、カに掲げる要件を満たさないもの又はアか

- ら力までに掲げる全ての要件を満たすもののいずれかとする。
- ア 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種であること。
- イ 期末時点での月齢が満 9 か月齢以上であること。
- ウ 導入時点での月齢が満 14 か月齢未満であること。ただし、初妊牛を導入する場合についてはこの限りではない。
- エ 国又は独立行政法人農畜産業振興機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。
- オ 対象牛は、原則、枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値その他家畜改良上重要な形質（脂肪交雑は除く。）のうち 2 つ以上の形質の推定育種価又は期待育種価（以下「育種価」という。）が、第 1 の（1）の事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。
- カ 別表 3 に定める、繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛を父牛としない雌牛であること。
- （4）第 1 の（1）の奨励金の交付対象とする頭数は、交付対象者が期首以前から飼養している繁殖雌牛のうち、期首から期末の間に出荷した満 120 か月齢以上の繁殖雌牛の頭数の範囲内とし、1 交付対象者当たり 25 頭を上限とする。
- （5）取組主体は、繁殖雌牛の更新を行う構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成し、育種価を確認できる書類及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する個体識別番号等で確認するとともに、これを保管するものとする。
- 2 家畜共済等の積極的な活用
- 取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業を活用して繁殖雌牛の更新を図る構成員に対し、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第 5 目標年度及び成果目標

要綱第 7 の 2 の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める本事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

- 1 目標年度
目標年度は、事業実施年度の 3 年後として設定するものとする。
- 2 成果目標
子牛生産に係る定量的な指標を設定するものとする。
- 3 取組主体の成果目標

取組主体は、それぞれの作成する取組計画において、事業実施年度の3年後に、本事業に取り組む取組主体の構成員が次のいずれかを達成することを目指して、目標年度における成果目標を設定するものとする。ただし、取組主体ごとに、取組主体及び構成員が設定する成果目標を統一するものとする。

- (1) 繁殖雌牛の平均月齢の5%以上の低下
- (2) 繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下

第6 事業実施手続

1 事業実施計画等

- (1) 事業実施主体は別記様式第1号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出するものとする。
- (2) 基金管理団体は、(1)により提出のあった事業実施計画について、別記様式第2号により取りまとめ、畜産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 本事業については、事業実施計画が承認された年の1月1日から行われる取組について補助の対象とする。
- (4) 基金管理団体は、(2)の承認を受けた場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。
- (5) 事業実施主体は、(2)で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1)から(4)までに準じて変更の承認を受けるものとする。
 - ア 事業内容の追加、中止又は廃止
 - イ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減又は補助金の増若しくは30%を超える減
 - ウ 事業実施主体の変更
- (6) 事業実施主体は、実施する事業の趣旨・内容・仕組み、取組主体の選定及び取組計画に関する事項、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続、実施状況の報告、事業の評価その他の必要な事項を定めた事業実施要領を作成し、(1)の事業実施計画書と併せて、基金管理団体へ提出するものとする。
- (7) 基金管理団体は、(6)により提出のあった事業実施要領について、(2)の事業実施計画と併せて畜産局長へ提出し、その承認を受けるものとする。基金管理団体は、承認を受けた場合には、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

また、事業実施要領の変更についても同様とする。

- (8) 取組主体は、(6)で事業実施主体が別に定める事業実施要領に基づき、取組計画を作成し、事業実施主体に提出してその承認を得るものとする。

第7 補助対象経費等

- 1 基金管理団体は、別表1及び2の経費のうち本事業に直接必要なものについて、基金の範囲内で事業実施主体に補助するものとする。
- 2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1及び2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第8 事業実績の報告

- 1 取組主体は、事業実施年度の翌年度の5月末までに別記様式第3号の事業実績報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1で報告された事業実施状況を取りまとめ、別記様式第4号の事業実績報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

第9 事業の評価等

- 1 要綱第7の2の畜産局長が別に定める本事業の事業評価は、事業実施主体が自ら評価し、第5の1の目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第5号により事業の成果報告書を作成し、畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた畜産局長は、事業の成果報告書の報告内容について、点検評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 事業実施主体は、2の指導内容に応じ、取組主体を指導するものとする。

第10 管理運営

1 管理運営

事業実施主体及び取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、家畜等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

別表 1（第 1 及び第 7 関係）

補助対象経費	補助率
1 繁殖雌牛更新の取組 （1）更新計画の策定 取組主体が行う、その構成員による繁殖雌牛の更新のための計画の策定に必要な経費 （2）繁殖雌牛更新奨励金 取組主体が行う、その構成員が繁殖雌牛を更新した場合における更新実績に応じた奨励金の交付に必要な経費 第 4 の 1 の（3）のアからオまでの要件を満たす雌牛 第 4 の 1 の（3）のアからカまでの要件を満たす雌牛 2 事業推進 事業実施主体及び取組主体が行う、事業を円滑に推進するための取組に必要な経費	定額 定額 10 万円/頭以内 15 万円/頭以内 定額

別表 2

補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	奨励金	取組主体の構成員が繁殖雌牛を更新した場合、当該更新分に対する奨励金	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、実務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施機関内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	

	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費	
	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）	・事業実施主体に限る ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等の実施に必要な経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体及び取組主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本	・雇用通知書等により本事業にて雇用し

		事業を実施する民間団体等を雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	たことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、とりまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の 50% 未満とすること ・事業そのもの、又は、事業の根幹を成す実務の委託は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

別表 3 (第 4 の 1 の (3) のカ関係)

No	各号	登録番号	No	各号	登録番号
1	愛之国	黒原 5747	34	貴隼桜	黒原 5976
2	秋忠平	黒原 5460	35	拓忠平	黒原 6224
3	梅華福	黒原 5979	36	忠富士	黒原 4369
4	奥晴花	黒 15500	37	知恵久	黒 15080
5	勝金幸	黒原 6182	38	美百合	黒原 6279
6	勝忠平	黒原 3800	39	鉄晴幸	黒原 6188
7	勝俊桜	黒原 6266	40	照日向	黒 15410
8	勝乃幸	黒原 5630	41	豊奨菊	黒 15324
9	勝早桜 5	黒 14289	42	直太郎	黒原 5313
10	勝平正	黒原 4349	43	奈緑	黒 15527
11	勝美糸	黒原 5957	44	奈津勝	黒原 6181
12	勝美桜	黒 15152	45	夏百合	黒原 5815
13	菊福秀	黒原 4059	46	奈津百合 1	黒原 5928
14	北平白鵬	黒 15744	47	二刀流	黒 15391
15	紀多福	黒原 6059	48	野喜久	黒原 6347
16	北福波	黒原 3793	49	白鵬 8 5 の 3	黒原 5360
17	北美咲	黒原 6340	50	珀百合	黒原 6373
18	北美津久	黒 15433	51	白隆鵬	黒 15467
19	銀忒	黒 15499	52	華勝栄	黒原 6204
20	金太郎 3	黒原 5271	53	花清光	黒原 5595
21	耕富士	黒原 5400	54	花国安福	黒原 4899
22	幸紀雄	黒原 5297	55	華忠良	黒原 5564
23	幸男	黒原 6235	56	花之福	黒原 6112
24	茂晴花	黒 14619	57	華春福	黒原 4756
25	茂洋	黒原 4257	58	久茂福	黒原 5488
26	茂福久	黒原 5837	59	秀菊安	黒 13747
27	白清誉	黒 15562	60	英貞	黒原 6080
28	真乃介	黒原 6136	61	秀幸福	黒原 5406
29	聖香藤	黒原 5642	62	秀正実	黒原 5401
30	関平照	黒原 5986	63	秀百合久	黒原 6018
31	第 1 花国	黒 12510	64	平茂晴	黒原 3712
32	隆之国	黒 13809	65	博紅葉	黒原 6225
33	隆之姫	黒 15644	66	福勝鶴	黒 15576

No	各号	登録番号	No	各号	登録番号
67	福之鶴	黒 15451	85	源茂勝	黒原 6008
68	福之姫	黒原 5689	86	桃白鵬	黒原 6214
69	福晴茂	黒原 6062	87	安亀忠	黒原 5908
70	福増	黒原 5273	88	安茂勝	黒原 4006
71	福増鶴	黒 15455	89	安福久	黒原 4416
72	富久竜	黒 15026	90	百合勝安	黒原 5284
73	藤平福	黒原 6415	91	百合茂	黒原 4086
74	正忠平	黒原 6441	92	百合白清 2	黒原 5361
75	丸宮土井	黒原 4549	93	百合美	黒 15380
76	満天白清	黒 15024	94	百合未来	黒原 5996
77	美国桜	黒原 5204	95	喜亀忠	黒原 5136
78	美国白清	黒 15271	96	吉重 7 5	黒原 6348
79	美津金幸	黒 15056	97	芳之国	黒 14203
80	美津照重	黒 13968	98	芳悠土井	黒原 4945
81	光平照	黒 14057	99	好平茂	黒原 5151
82	美津百合	黒原 4990	100	諒太郎	黒原 5605
83	美穂国	黒原 4617	101	若百合	黒原 5553
84	宗守富士	黒原 6017			

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

基金管理団体の長 殿

所在地
団体名
代表者

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）実施計画及び事業実施要領（変更）承認申請について

〇〇年度において畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 6 の第 6 の 1 の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注）関係書類として別添 I 及び事業実施要領を添付すること。

別添 I

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

5 事業の内容

(1) 更新のための計画策定計画 (又は実績)

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

(2) 更新推進計画

内容	更新数	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料 (任意)

別記様式 2 号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新
加速化事業）実施計画及び事業実施要領承認申請について

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者

このことについて、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等実施要領（平成 28
年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 6 の第 6 の
1 の（2）に基づき、下記のとおり関係書類を添えて承認申請します。

記

1 対象事業名及び事業実施主体

事業名	事業実施主体
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	
優良繁殖雌牛更新加速化事業	

2 提出資料

別記様式第3号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(優良繁殖雌牛更新加速化事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

(事業実施主体) 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙6の第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(注) 取組計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第4号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(優良繁殖雌牛更新加速化事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿
基金管理団体の長 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙6の第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

(注) 事業計画の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第 5 号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(優良繁殖雌牛更新加速化事業) 成果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 6 の第 9 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(注) 別添Ⅱを添付すること。

別添Ⅱ

1 基本情報

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	取組主体名	事業費	補助金	備考

2 成果の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標	
	計画策定時 (○年度末)	成果実績 (○年度末)
成果の検証方法（直近値及び成果の算出方法）		

（注）更新計画から転記すること。

3 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (○年度末)	目標年度 (○年度末)	

4 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

(2) 今後の対応方針

5 その他

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

6 添付資料 (任意)